

◆八日市南高校生としての約束事項（校則）

学校は集団生活の場です。自分を律し、常にまわりの人のことを考えて、責任ある言動をとることが大切です。皆さん一人一人が、「気持ちよく学校生活を送るため」、「学校生活を充実させるため」の大切な約束ごと（校則）があります。しっかり守ってください。

●学校生活を大切にす

1 時間を大切にす。

- ・SHR開始時刻や各授業に遅れない。
- ・授業に集中す。
- ・放課後や休業時の時間を有意義に使う。（実習や部活動に積極的に取り組む。）

2 身なりを整え、挨拶・礼儀を身につける。

- ・服装・頭髪等、身なりを正しく整える。
- ・しっかり挨拶をす。
- ・先生や来客に対して、丁寧な言葉づかいをし、礼儀正しく対応す。

3 自分も他人も大切にす。

- ・規則正しいリズムの中で生活し、心身の健康に気をつける。
- ・交通ルールや社会のルールを守る。
- ・他人を思いやり、決して傷つけない。

4 自分を高める。

- ・目標を持つ。
- ・何事にも前向きに取り組む。（資格取得、各種大会・コンクールへの参加、ボランティア活動等）
- ・自己の責任をしっかりと果たす。

5 生活環境を大切にす。

- ・整理、整頓をす。
- ・清掃活動にしっかり取り組む。
- ・物を大切にす。

I) 学習

授業時間は学習の基礎であるからとくに、尊重するように努める。

したがって、授業中の私語や学習に不必要なものを出すことは禁ずる。

- (1) 始業（8：40）の5分前までに登校し、用事のない者は放課後すぐに下校する。
当番は窓閉め・消灯を確実にす。（16:45の放送で完全下校）
- (2) 遅刻・早退・欠課の際には、所定の手続きを受けること。
- (3) 欠席の場合は、事前に電話等で連絡し、届け出ること。（連絡は保護者の方にしていただく）
- (4) 公欠の場合は、所定の公欠届を提出すること。
- (5) 登校後の外出は、禁止とする。ただし、やむを得ない理由で外出する場合は、所定の手続きを経て、外出証の交付を受けること。

II) 服装

服装はその人の品位を表すものである。常に清潔、端正で八日市南高校生として、体面をけがすことのないように心がける。

●服装規定

本校指定の制服を正しく着用すること。（登下校中も正しく着用。制服類の学校留置は禁止。）

冬服期間：10月1日～5月31日 夏服期間：6月1日～9月30日（気候状況に応じて移行期間を設ける場合がある。）

制 服 仕 様	
冬 服	・ ブレザー 《指定》 ※指定の学科章・ワッペンをつけること。 ・ カッターシャツ 《指定》 ※シャツのすそを外に出さないこと。 ・ ネクタイ 《指定》 ※カッターシャツの第1ボタンをとめて、ネクタイをしっかり着用すること。 ・ ベスト 《指定》・ セーター 《指定》を着用してもよい ※ブレザーの内側に着用する防寒着は、指定ベスト・指定セーターの着用のみ認める。
	【選択可能】 ・ スラックス 《指定》 ※ずらしたりせず、正しく着用すること。 ・ スカート 《指定》 ※スカート丈を短くすることは厳禁（再購入）。 スカート丈の基準は膝とする。 中に体操服やジャージ等を履かない。
夏 服	・ カッターシャツ 《指定》 ※シャツのすそを外に出さないこと。長袖でも半袖でもよい。 ・ ネクタイ 《指定》 ※暑い場合にはネクタイをはずしてもよいが、襟元が見苦しくなるため、カッターシャツの第2ボタン以降は、はずさないこと。 ・ ベスト 《指定》・ セーター 《指定》を着用してもよい ※指定外のセーター・カーディガン等は認めない。
	【選択可能】 ・ スラックス 《指定》 ※ずらしたりせず、正しく着用すること。 ・ スカート 《指定》 ※スカート丈を短くすることは厳禁（再購入）。 スカート丈の基準は膝とする。 中に体操服やジャージ等を履かない。

*校舎内では指定の個人スリッパを用いること。

*体育館・武道場では指定の体育館シューズを用いること。

*下足については靴・運動靴とする（サンダルやハイヒール類は認めない）

- ・ **違反の服装（服装規定参照）、頭髪違反（地毛の色を染色や脱色（黒染めを除く）・パーマ・付け毛（エクステ等）・過度の編み込み等の不必要に加工した髪型や過激な髪型）、ピアス、化粧、まつエク（付けまつげ）、ネイル加工（マニキュア、付け爪等）、カラコン（ディファイン含む）等は禁じる。**

III) 不必要な物品・金銭の持ち込み禁止

必要な場合は、鍵付きの個人ロッカーを活用し自己管理を徹底する。

IV) 携帯電話は原則禁止

通学等に必要の場合は所持してもよいが、授業時に出してはいけない。

（電源も切っておくこと。）授業中に出したり、振動させたり、音を鳴らせば預かり指導。

また、授業中の保管場所はロッカー又は鞆の中とする。移動教室では担当の先生に指示された場所に保管する。（ポケットの中、机の中であれば預かり指導）なお、実習においては、各担当の先生の指示に従う。

V) アルバイトは原則禁止

家庭の事情により願いが出れば許可証を発行し、アルバイトを認める場合はあるが、内容に制限がある。時間は21時まで。学校生活が優先。無届アルバイト厳禁。

VII) 異装

やむを得ない事由により、服装規定以外の服装になる場合は、その理由を異装届けに書き生活指導部に提出し、証明書の交付を受けること。

VIII) 男女交際について

節度あるものであること。

IX) 自転車通学に関する注意

並進、二人乗り、傘さし運転の厳禁。ステッカー・二重ロックの徹底。

●学校生活や社会生活における厳禁事項

(以下の行為に対しては、懲戒が課せられます。)

1 他人の体や心を傷つける行為

- ・嫌がらせやいじめ：一方的に身体的・心理的な苦痛を感じさせる行為
(携帯電話やインターネットでの誹謗中傷のメールや書込等を含む)
- ・けんかや暴力：相手の胸ぐら等をつかむ行為を含める。相手に怪我を負わすことは、重大な暴力行為
- ・恐喝：無理やりに金品又はその貸与を要求すること
- ・脅迫や暴言：言葉や行動により、相手をおどす行為
- ・凶器携帯：正当な理由がなく、ナイフなど凶器となるものを携帯すること
- ・誹謗中傷の書込：落書きやネット上への誹謗中傷の書込、手紙やeメール等で他人を誹謗中傷すること

2 他人の財産をおびやかす行為

- ・窃盗(万引・占有離脱物横領等)や不正乗車等：他人の財物を盗ったり、金銭的被害を与える行為、またはこうした行為に関与すること
- ・不法侵入：許可なく立ち入れない場所に侵入する行為
- ・器物破損：他人や公の物品を故意に破損したり落書する行為

3 学校や社会の規則に違反し、自分や他人を傷つけることになる行為

- ・薬物乱用：覚せい剤、シンナーなど心身に有害な影響を及ぼす恐れのある薬物を乱用する行為(これらを携帯する行為を含む)
- ・喫煙や飲酒：喫煙や飲酒(たばこ・ライター・酒類等を携帯する行為を含む)
- ・深夜徘徊：夜11時以降に自宅を離れ、徘徊する行為
- ・家出：保護者に無断で家を離れ帰宅しない行為
- ・不健全娯楽：パチンコ店や高校生に有害な場所等へ入ることや、賭け事等不健全な遊びをすること
- ・性非行：盗撮等性的いたずらや不健全性的行為、および売買春(援助交際や誘いかかけの書込をサイト等へ行うことを含む)の行為
- ・交通法規違反：無免許運転や自転車の二人乗りなど、交通法規に違反する行為
- ・3ない運動違反：二輪、四輪車の免許取得・購入、その運転や同乗(保護者等の運転に同乗は除く)する行為、加害事故を起こせば、重大な違反行為とする。
(四輪免許所得に限り許可する場合があるが、免許取得後の運転は認めない)

- ・ 考査不正行為 : 考査等におけるカンニング行為等 (考査中の携帯電話の使用を含む)
- 4 他人への迷惑行為
- ・ 授業妨害 : 度を越えた言動により、授業を妨害する行為
 - ・ 非常時使用機器等へのいたづら
: 非常ベルや防火扉等へいたづらする行為
 - ・ その他、学校や社会への迷惑行為
- 5 その他、高校生として逸脱した行為